

敬老乗車証制度における 対象交通機関拡大に向けた実証実験 【市民説明会】

～ 次 第 ～

1. 実証実験の概要等について
2. 事前申請の受付(ご希望の方)



仙台市

本日も説明する内容

■ 敬老乗車証制度とは

■ 実証実験の概要等について

1. 実証実験の概要・目的
2. 利用回数券の使い方
3. 申請・交付等の手続き
4. 利用上の注意点
5. アンケートへのご協力をお願い

■ 敬老乗車証制度とは

実施根拠	仙台市敬老乗車証条例
制度目的	高齢者の社会参加を助長し、もって福祉の増進を図る
交付対象者	市内にお住いの70歳以上の方
実施手法	<u>ICカード</u>
年間チャージ上限額	12万円（令和6年10月～令和7年9月）
対象交通機関	<u>市バス・地下鉄・宮城交通バス</u>
利用者負担割合	<ul style="list-style-type: none">■ 介護保険料所得段階5以上の方 25%負担(250円で1000円のチャージが可能)■ 介護保険料所得段階1～4の方 10%負担(100円で1000円のチャージが可能)

1. 実証実験の概要・目的

対象交通機関	愛子観光バス(株)が運行する路線バス
実施期間	令和7年6月1日(日)～令和7年9月30日(火)
実施手法	仙台市が作成する紙回数券(バーコード付き)を使用
交付条件	以下のいずれの条件も満たす場合に回数券の交付を受けられます ① 市内にお住いの70歳以上の方 ② 令和6年10月以降の敬老乗車証(ICカード)へのチャージ額と 交付希望回数券の金額の合計が12万円以下であること ※障害者交通費助成(ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用車燃料 費助成券)と重複して交付を受けることはできません
回数券の種類	8種類(150円～700円)
交付金額	券種ごとに10枚綴り(1500円～7000円)
利用者負担	■ 介護保険料所得段階5 以上の方 <u>交付金額の25%負担</u> 【例】7000 円の回数券の場合、利用者負担額は1750 円 ■ 介護保険料所得段階1～4 の方 <u>交付金額の10%負担</u> 【例】7000 円の回数券の場合、利用者負担額は700 円

1. 実証実験の概要・目的

< 交付可能額の考え方 >

①+② が年間チャージ上限額である120,000円以内であること

(例1) 年間チャージ上限額(R6.10~R7.9) 120,000円

① 申請時点のチャージ済額
80,000円

② 回数券交付可能額
40,000円

⇒ 40,000円の範囲内で回数券の申請が可能

(例2) 年間チャージ上限額(R6.10~R7.9) 120,000円

① 申請時点のチャージ済額
120,000円

⇒ 回数券の申請不可

1. 実証実験の概要・目的

- 敬老乗車証制度における対象交通機関の拡大に向け、条例で規定されているICカード以外の手法で実施した場合の運用上の課題(チャージ上限額の管理等)を整理すること
- 運行区域における利用者のニーズを把握すること

2. 利用回数券の使い方

★ 利用回数券のイメージ



- 券種ごとの利用実績等を把握するため、管理用のバーコードを印字

2. 利用回数券の使い方

★ 利用回数券の使い方①



乗車時に整理券をお取りください

2. 利用回数券の使い方

★ 利用回数券の使い方②



整理券



降車時に整理券と乗車区間に相当する利用回数券を一緒に運賃箱に投入してください。

3. 申請・交付等の手続き

● 新規交付の手続き①

	申請受付	利用回数券の交付
開始日	4/22(火)～(※1)	5/19(月)～
必要なもの	・本人確認書類(※2)	・ <u>引換券(事前申請済の方のみ)</u> ・本人確認書類(※2) ・交付金額に応じた現金
窓口	① 4/22(火)～4/25(金) ➡各説明会の会場 ② 4/28(月)～ ➡各区・宮城総合支所障害高齡課、秋保総合支所保健福祉課	各区・宮城総合支所障害高齡課、秋保総合支所保健福祉課 (事前申請済の方) 必ず事前申請を行った窓口へお越しください

※1 窓口の混雑緩和・待ち時間短縮に向け、**交付に先立ち事前申請**の受付を行います

※2 マイナンバーカード、運転免許証など

3. 申請・交付等の手続き

● 新規交付の手続き②

(事前申請の受付)

- 当日申請の場合、申請書の記入、内容確認・審査などに時間を要することから、**5月19日以降は窓口の混雑**が見込まれます。
- 4/22(火)の説明会以降、事前申請の受付を開始いたしますので、混雑緩和に向け、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

	作業時間 (想定)	申請の流れ(5/19~)	
		事前申請済	当日申請
① 申請書の記入	5~10分	不要	必要
② 申請書の確認・審査	5~10分	不要	必要
③ 負担金の受領	5分	必要	必要
④ 利用回数券の交付	5分	必要	必要

待ち時間を
短縮!

3. 申請・交付等の手続き

● 返還(還付)の手続き①

- 利用回数券は、未使用分に応じた利用者負担金の還付を受けることができます。
- 返還(還付)の受付期間は、**令和7年11月28日(金)**までとなり、回数券の交付を受けた窓口以外での受付はできませんのでご注意ください。

【例】青葉区と宮城総合支所で交付を受けた回数券のそれぞれについて、
還付を希望する場合、青葉区及び宮城総合支所で還付申請が必要

- 敬老乗車証と異なり、還付処理に時間を要する(最大3ヶ月程度)ことが見込まれます。

➔ **利用回数券の使い切りにご協力をお願いします**

3. 申請・交付等の手続き

● 返還(還付)の手続き②

(申請窓口)

利用回数券の交付を受けた各区・宮城総合支所障害高齢課、
秋保総合支所保健福祉課

(申請に必要なもの)

- ・ 利用回数券(未使用分)
- ・ ご本人の振込先銀行口座番号などが分かるもの
(通帳・キャッシュカードなど)
- ・ 本人確認書類
- ・ 委任状(申請者が代理人の場合)

※上記のほか、追加の資料提出等をお願いする場合があります

4. 利用上の注意点

■ 利用回数券の乗車区間①

- 利用回数券は交付金額によって利用可能な乗車区間が異なりますので、ご注意ください。
- 万が一、利用回数券の乗車区間を超える区間を利用した場合は、差額を現金にてお支払いください。
- 運賃の適正な収受のため、乗車区間未満の利用回数券の複数枚使用やお持ちの利用回数券より低い金額で乗車可能な区間を利用することはできません。



乗車区間に合わせた回数券をご利用ください

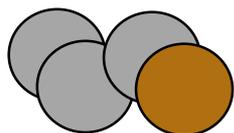
4. 利用上の注意点

■ 利用回数券の乗車区間②

事例 ①

【乗車区間】 700円 【お持ちの回数券】 380円

380円券



現金320円

○ 不足分を現金で支払い

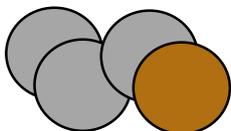
380円券

380円券

× 380円券2枚で支払い
(できません!)

事例 ②

【乗車区間】 560円 【お持ちの回数券】 700円



現金560円

○ 全額を現金で支払い

700円券

× 700円券で支払い
(できません!)

4. 利用上の注意点

■ 利用回数券の有効期間

- 愛子観光バス(株)が運行する路線バスで利用回数券を利用できるのは、以下の期間となります。

※市営バスや宮城交通バス(株)では利用できませんので
ご注意ください。

令和7年6月1日(日) ~ 令和7年9月30日(火)

- 5月中に交付を受けた場合や、未利用分の利用回数券が残っている場合であっても、上記期間以外での利用は
できませんので、ご注意ください。

回数券は6/1~9/30の期間内に使い切り
いただくようご協力をお願いします

4. 利用上の注意点

■ 汚損・破損及び紛失

- 汚損・破損した利用回数券は使用できません。
- 敬老乗車証(ICカード)と異なり、汚損・破損・紛失等に伴う再交付はできません。
➡ 改めて新規交付を受けていただくことになります。



利用回数券は大切に管理いただくようお願いいたします

4. 利用上の注意点

■ 貸与、譲渡の禁止

- ほかの人の利用回数券は利用できません。
- 他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

- ・ 夫婦間における利用回数券の貸し借り ➡ ×
- ・ 友人間における利用回数券の貸し借り ➡ ×

※バーコードにより個人別の利用実績を管理しており、上記の事項が確認された場合は利用回数券の返還を求めるとともに、実証実験期間中の交付を認めない場合があります。

回数券は交付を受けた本人以外使用できません

4. 利用上の注意点

■ 車内事故防止に向けて①

- 転倒防止のため、なるべく段差のない座席をご利用いただくようお願いいたします。



4. 利用上の注意点

■ 車内事故防止に向けて②

- 走行中に席を離れると、転倒などにより思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ちいただくようお願いいたします。



車内事故防止にご協力をお願いします

4. 利用上の注意点

■ まとめ

- ① 運賃に合わせた回数券をご利用いただくようお願いします。
- ② 回数券は6/1～9/30の期間内に使い切りいただくようご協力をお願いします。
- ③ 回数券は汚したり破いたりせず、大切に管理いただくようお願いします。
- ④ 回数券は交付を受けた本人以外使用できません。他人への譲渡等は絶対にやめてください。
- ⑤ 段差のない座席の利用やバスが停車してから移動するなど、車内事故防止にご協力をお願いします。

5. アンケートへのご協力をお願い

- 5月19日(月)以降、利用回数券を交付する際に、アンケート用紙もお渡しいたします。
- 今後の事業のあり方を検討するうえで、貴重なご意見となりますので、回答へのご協力のほどよろしくお願いいたします。
※できるだけ、インターネットからご回答いただきますようお願いいたします。紙で回答される方は一緒にお渡しする返信用封筒をご利用ください。

お問い合わせ

お住いの区の区役所・総合支所または高齢企画課へ

- 健康福祉局高齢企画課 214-8167 (直通)
- 青葉区障害高齢課 225-7211 (代表)
- 宮城総合支所障害高齢課 392-2111 (代表)
- 宮城野区障害高齢課 291-2111 (代表)
- 若林区障害高齢課 282-1111 (代表)
- 太白区障害高齢課 247-1111 (代表)
- 秋保総合支所保健福祉課 399-2111 (代表)
- 泉区障害高齢課 372-3111 (代表)

本日の説明は以上となります

★ 引き続き、事前申請の受付を開始させていただきます。